

議案第四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議
決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾壹年三月拾九日 原案可決 三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号に次のただし書を加える。

。ただし、在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額及び日当一日につき五百円の旅費

別表中「別表」を「別表（第四条関係）」に、

「一円」	「一〇〇円」	「五〇〇円」	「一、〇〇〇円」	「一、〇〇〇円」
「一五円」	「一、六〇〇円」	「二、三〇〇円」	「三、一〇〇円」	「一、六〇〇円」

「に改める。」

附 則

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条第二項第一号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出發する旅行及び施行日前に出發し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日以後に完了した旅行については、なお従前の例による。